

伊達市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、生ごみ処理機（以下「機器」という。）の普及を促進し、もって廃棄物の減量化に対する市民の意識高揚を図るため、機器を購入した者に対する伊達市生ごみ処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象機器）

第2条 補助対象機器は、次に掲げる容器又は処理機とする。

- （1）生ごみ堆肥化容器（コンポスト）
- （2）ダンボールコンポスト
- （3）密閉化容器（ぼかし容器）
- （4）電動（手動）式生ごみ処理機

2 前項第2号の容器は、ダンボール箱等の容器、土壌混合剤その他生ごみ処理に必要となるものがセットで販売されている商品に限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する機器は、補助対象機器としないものとする。

- （1）新品、未使用品及び既製品ではない機器
- （2）オークション又は個人間で売買された機器
- （3）一般家庭用でない機器

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、補助対象機器の購入経費とする。ただし、送料及び梱包代は、補助対象経費に含まないものとする。

2 機器の購入に当たり、クーポン、ポイント及びその他の割引が適用された場合は、その割引相当額を除いた価格を補助対象経費とする。

（補助対象者）

第4条 補助金は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者に対して交付するものとする。

- （1）市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）
- （2）生ごみ処理機を設置することができる敷地を有し、適切に維持管理できること。
- （3）堆肥化された生成物、減量化された生ごみ等を自己の責任で処理できること。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、1世帯当たり40,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、それらの日の前日）までに、生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書及び領収書内訳が確認できる書類の写し

(2) 振込先口座通帳の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、生ごみ処理機購入費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第8条 第6条の交付申請は、規則第15条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第16条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(情報の提供等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供について協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。